

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
サムティ・レジデンシャル投資法人  
代表者名 執行役員 川本 哲郎  
(コード番号: 3459)

資産運用会社名  
サムティアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 増田 洋介  
問合せ先 取締役 経営管理部長 藤原 剛  
TEL. 03-5220-3841

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

サムティ・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 27 年 5 月 29 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場するに当たって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 募集投資口数 153,340 口
- (2) 払込金額 未定  
(発行価額) 平成 27 年 6 月 22 日(月)(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (3) 払込金額 未定  
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 未定  
(募集価格) 発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 1210 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 発行価格 未定  
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び株式会社SBI証券(以下主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)に全投資口を買取引受けさせる。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、発行価格等決定日に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行う。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。ただし、下記(11)に記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格(募集価格)と払込金額(発行価額)との差額の総額は、引受人の手取金とする。
- (8) 需要の申告期間 平成 27 年 6 月 15 日(月)から平成 27 年 6 月 18 日(木)まで  
(ブック・ビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

- (10) 申 込 期 間 平成 27 年6月 23 日(火)から平成 27 年6月 26 日(金)まで
- (11) 払 込 期 日 平成 27 年6月 29 日(月)
- (12) 受 渡 期 日 平成 27 年6月 30 日(火)
- (13) 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 投 資 口 数 7,660 口  
 上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな  
 い場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定  
 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社がサムティ株式会社から 7,660 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 平成 27 年6月 23 日(火)から平成 27 年6月 26 日(金)まで
- (8) 受 渡 期 日 平成 27 年6月 30 日(火)
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 7,660 口
- (2) 払 込 金 額 未定  
 ( 発 行 価 額 ) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 ( 発 行 価 額 ) の 総 額 未定
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 投 資 口 数 大和証券株式会社 7,660 口
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 ( 申 込 期 日 ) 平成 27 年7月 28 日(火)
- (7) 払 込 期 日 平成 27 年7月 29 日(水)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成 27 年6月 30 日(火)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主であるサムティ株式会社から7,660 口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社がサムティ株式会社から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を大和証券株式会社に取得させるために、本投資法人は、平成 27 年5月 29 日(金)開催の本投資法人の役員会において、大和証券株式会社を割当先とする本投資口 7,660 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本第三者割当」といいます。)を、平成 27 年7月 29 日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から平成 27 年7月 24 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 現在の発行済投資口総数               | 10,000 口      |
| 一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数    | 153,340 口     |
| 一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数   | 163,340 口     |
| 本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数  | 7,660 口 (注)   |
| 本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数 | 171,000 口 (注) |

(注)本第三者割当の募集投資口数の全口数について大和証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の投資口数を記載しています。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

16,100,000,000 円(上限)

(注)一般募集における手取金 15,334,000,000 円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金上限 766,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金については、本投資法人が取得を予定している資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口発行の手取金上限については、取得予定資産の取得に伴う借入金の返済に充当します。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成28年1月期及び平成28年7月期の運用状況の予想について」をご参照ください。

7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

| 払込年月日      | 摘要   | 発行済投資口数(口) |        | 出資総額(百万円) |       | 備考   |
|------------|------|------------|--------|-----------|-------|------|
|            |      | 増減         | 残高     | 増減        | 残高    |      |
| 平成27年3月16日 | 私募設立 | 1,000      | 1,000  | 100       | 100   | (注1) |
| 平成27年4月14日 | 私募増資 | 9,000      | 10,000 | 900       | 1,000 | (注2) |

(注1)1口当たり発行価格100,000円にて本投資法人が設立されました。

(注2)1口当たり発行価格100,000円にて私募投資口の発行を行いました。

8. 売却・追加発行等の制限について

- (1) 本投資法人の投資主であるサムティ株式会社は、一般募集に関連して、主幹会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降 360 日を経過する日までの期間、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、同社が本日現在保有している本投資口 10,000 口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の大和証券株式会社への貸付け等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

主幹会社は、上記の期間中であってもその裁量で、上記制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

- (2) 本投資法人は、一般募集に関連して、主幹会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降 90 日目を経過する日までの期間、主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の発行等(ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

主幹会社は、上記の期間中であってもその裁量で、上記制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

- (3) さらに、上記(1)に記載の制限とは別に、サムティ株式会社は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っています。当該確約においてサムティ株式会社は、本日現在における所有投資口のうち 1,000 口については平成 27 年3月 16 日以後1年間を経過する日まで、9,000 口については平成 27 年4月 14 日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。